

## 工事請負契約書 (案)

1. 工事番号・名称 第23-25190-0001号  
南会津病院2階エレベータホール自動ドア化改修工事
2. 工事の場所  
着 工 令和 年 月 日
3. 工 期  
完 成 令和 年 月 日
4. 工事請負代金の額 金 円 也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額  
金 円 也
5. 契約保証金

上記の工事について、発注者 福島県立南会津病院 と受注者 は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 福島県南会津郡南会津町永田字風下14-1

福島県立南会津病院長 松井 遵一郎

受注者

## 工事 条件付一般競争入札

### 特約条項

第1 受注者は、約款第4条第1項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が500万円以上となった場合は、この限りではない。

(注 この特約条項は、落札額が500万円未満の場合に特約することとし、500万円以上の場合は特約しない。この場合、特約条項第2以下の各条項を1条繰り上げること。)

第2 約款第37条第1項ただし書きの表中、請負代金額2,000万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は3回(中間前金払をする場合は2回)とする。

第3 約款第34条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、規定を準用する。

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合は特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げること。)

第4 約款第4条第2項及び第4項中の「10分の1」とあるのは、「10分の3」と読み替える。

2 約款第34条第1項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と読み替え、同条第6項中の「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第7項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替え、同条第8項中の「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」とそれぞれ読み替える。

3 この工事においては、建設業法第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者2名を配置すること。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)

(注 この特約条項は、低入札価格調査基準価格を下回り落札者となった場合のみ特約する。)

第5 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第6 約款第36条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和2年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和2年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第7 (入札時積算数量書に疑義が生じた場合における確認の請求等)

受注者は、入札時に発注者が示した入札時積算数量書(仮設工事、土工事及び一式とされた項目(設計図書において施工条件が明示された項目を除く。))を除く。以下単に「入札時積算数量書」という。)に記載された積算数量に疑義が生じたときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求することができる。ただし当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完了した場合確認を求めることができないものとする。

2 前項の請求は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積算数量と、これに対応する受注者が入札時に提出した工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

3 監督員は、第1項の請求を受けたとき又は自ら入札時積算数量書に記載された積算数量に誤謬又は脱漏を発見したときは、直ちに確認を行わなければならない。

4 前項の確認の結果、入札時積算数量書の訂正の必要があると認められるときは、発注者は、受注者と協議して、これを行わなければならない。

## 工事 条件付一般競争入札

- 5 前項の訂正が行われた場合において、発注者は、請負代金額の変更の必要があると認められるときは、工事請負契約約款第24条に定めるところにより、当該変更を行うものとする。この場合における同条第1項本文の規定による協議は、訂正された入札時積算数量書に記載された積算数量に基づき行うものとする。

# 仕様書

## 1 件名

南会津病院2階エレベータホール自動ドア化改修工事

## 2 場所

福島県南会津郡南会津町永田字風下 14 番地1 福島県立南会津病院

## 3 工期

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

## 4 内容

スライド式手動ドアを利便性、衛生面を考慮し、自動ドア化改修工事を行う。

| 品名                 | 数量 | 仕様   |
|--------------------|----|--|
| 自動ドア駆動装置<br>NATRUS | 1組 | JIS A 4722 対応品<br>フェイルセーフ機能を有する<br>脱輪防止機構を2つ以上有する<br>ドアハンガーは軟質樹脂製のものとする  |
| 保護装置① Nサーチ         | 2個 | JIS A 4722 対応品<br>動線検知起動を有する   |
| 保護装置② NP-01        | 1組 | JIS A 4722 対応品   |
| 欄間付二重片引自動ドア枠       | 1組 | スチール焼付け塗装(既存色同等)<br>FIX はパネル仕様とする  |
| NS e-style ドア F 型  | 2枚 | ステンレス発色フレーム厚 31mm<br>戸先・戸尻機密ゴム付き<br>ハートビルレールシステム<br>複層強化硝子(TP6-A18-TP6)<br>形状はフレーム、硝子面に段差のないフラットなものとする<br>(開動作時指詰め防止)<br>全開時に戸先の引き残しが無い物とする。(戸先ゴム分の引き残しは可)また指等を挟むことのない形状とする。 |

## 5 設置工事等内訳

- (1) 解体箇所付近壁と床、通路に養生を施す。
- (2) 現行品及びサッシ枠付近壁と床の解体。解体時には集塵器を使用する。
- (3) 新規取付品の搬入・組み立て・設置。溶接機使用時には防災シートを使用する。  
※各機器の接続はコネクタ接続、端子台を使用するものとする。
- (4) サッシ取り合い部の補修工事。天井、壁、床は既存類似品仕上げとする。

(5) 無目外部面に「透析室 手術室」の文字ステッカーを施工する。

(6) 設置後の清掃、設定及び正常動作確認。

※JIS A 4722 に基づき、開閉動作の安全対策基準を遵守するものとする。

(7) 本工事については1級自動ドア施工技能士有資格者を現場代理人とし、有資格者指導の下行う。